

平成25年度 船員の特定最低賃金改正について 東北運輸局長決定分

1. 東北運輸局長決定分の船員の特定最低賃金

- 東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金
- 東北海上旅客運送業最低賃金
- 東北漁業(沖合底びき網)最低賃金
- 東北漁業(大中型まき網)最低賃金

2. 平成25年度 諮問～効力発生

- 25.8.1 諮問(沖合底びき網、大中型まき網)
- 25.8.6 船員部会へ付託
- 25.10～11 最低賃金専門部会審議
 - 東北漁業(沖合底びき網)最低賃金専門部会
第1回10月24日,第2回11月18日
 - 東北漁業(大中型まき網)最低賃金専門部会
第1回10月23日,第2回11月20日,第3回11月22日
- 25.11.22 船員部会議決(地交審へ審議結果報告)
- 25.12.4 答申
- 26.1.31 最低賃金決定
- 26.3.23 効力発生

3. 答申(改正)内容

- 東北漁業(沖合底びき網)最低賃金
192,000円 → 194,000円
- 東北漁業(大中型まき網)最低賃金
192,200円 → 194,200円
(特例地域178,700円 → 180,500円)

* 船員部会

平成20年10月1日の国土交通省の組織改正により東北船員地方労働委員会が廃止され、同委員会が行っていた調査審議事務が東北地方交通審議会に移管。このため、東北地方交通審議会に船員部会を設置し、移管された事務を実施。

船員部会の委員構成は、公益代表委員4名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名。